

六面体としての憲法9条・再論

— 70年の経験を人類史の中に位置づける —

君島 東彦

(立命館大学国際関係学部教授)

はじめに

日本国憲法は2017年5月3日に施行70年を迎える。日本の最高法規として70年間持続してきたことは、1889年2月11日公布・1890年11月29日施行の大日本帝国憲法が57年で失効したと比べると、決して短くない。本稿の目的は、日本国憲法9条の70年の経験を、できるだけグローバルにとらえて、人類史の中に位置づけて理解することである。

筆者は、2009年から「六面体としての憲法9条」(当初は「多面体としての憲法9条」という見方を提示してきた¹⁾)。本稿では、後半部分で「六面体としての憲法9条」論をアップデートするが、前半部分では平和に関して注目される2つの類型論・見取り図——オリバー・リッチモンドとマーティン・キーデルのもの——を参照して、日本国憲法の平和主義の考え方をそれらの類型論・見取り図の中に位置づける。総じて本稿は、憲法9条の人類史的位置を探ることをめざしている。

I リッチモンドの「自由民主主義的平和」(the liberal peace) —— 4つの平和

平和研究の世界で、ヨハン・ガルトゥングによる平和概念の定式化はよく知られている。近年の平和研究において、平和概念の定式化でもっとも注目されるのは英国のオリバー・リッチモンド(Oliver P. Richmond)の研究であろう²⁾。リッチモンドは現在の世界で支配的な平和のとらえ方を「自由民主主義的平和(the liberal peace)」と定式化する。そして「自由民主主義的平和」に流れ込んでいる4つの平和の潮流を腑分けしている。

第1に「勝者の平和(victor's peace)」が基本としてある。たとえば第2次世界大戦後の平和＝「国連の平和」には「勝者の平和」という面があるだろう。国際政治学において覇権戦争の覇者が覇権国となって国

際秩序をつくるという考え方——覇権安定論——があるが、これは「勝者の平和」の一例である。第2に「憲法的平和(constitutional peace)」がある。これは、18世紀欧米の啓蒙思想期に、憲法によって戦争を規制し、平和をつくりだそうとしたとき以来の考え方である。1791年フランス憲法以来、憲法は平和条項を持っているのがふつうである。第3に「制度的平和(institutional peace)」がある。これはとりわけ20世紀になって発達した国際機構による平和である。そして第4は「市民社会的平和(civil society peace またはcivil peace)」である。現代において、戦争を規制し、平和をつくる重要な役割を担っているのはさまざまな市民社会組織、NGOである。現在の支配的な平和観、「自由民主主義的平和(the liberal peace)」はこれら4つの潮流の合流として見ることができるというのがリッチモンドの見方である(図1参照)³⁾。

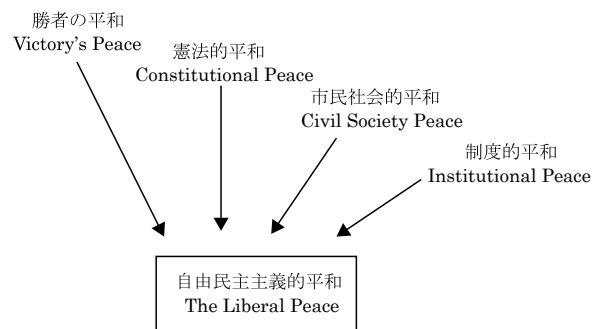


図1 自由民主主義的平和の系譜

日本国憲法の平和主義もリッチモンドの見方で理解することが可能である。まず、第2次世界大戦の枢軸国の戦後平和主義は、「勝者の平和」すなわち国連を前提としている。もちろん日本国憲法の平和主義は「憲法的平和」のもっとも徹底したかたちである。そして日本国憲法の平和主義は国連とセットであるから「制度的平和」を必要としており、さらに日本国憲法の平和主義のもとでの国際貢献としては、市民社会組織、NGOの役割が重要であるから、「市民社会的平和」の要素もある。日本国憲法の平和主義を見る場合、

「憲法的平和」の要素がもっとも強いが、「勝者の平和」「制度的平和」「市民社会的平和」の要素もあることに留意すると、より立体的構造的な理解ができるだろう。

II キーデルの類型論——5つの思想、2つの平和主義

1 戦争と平和に関する5つの思想

戦争と平和に関する思想を考えると、あるいは平和主義について考えると、英国の政治学者マーティン・キーデル (Martin Ceadel) の研究⁴⁾がもっとも参考になる。

戦争と平和に関する思想は、伝統的には、現実主義 (realism、戦争の正/不正を議論しない)、正戦論 (just war theory、戦争の正当化条件の探究)、絶対平和主義 (pacifism、一切の戦争・軍事力の否定) の3つに大別する類型論で考えられてきたといえよう⁵⁾。しかしこの三分法は大雑把すぎる。特に、絶対平和主義と正戦論の間の区別が大雑把すぎる。絶対平和主義と正戦論の間に、もっと微妙なニュアンスの違いがあるはずである。たとえば、ヨハン・ガルトウングは、絶対平和主義者 (pacifist) ではないが、正戦論者 (just war theorist) と呼ばれることも嫌っている。キーデルは、これまでの戦争と平和に関する思想について包括的かつ精緻な分析をしたうえで、次のような類型論を提示する。

もっとも戦争肯定の立場として、軍国主義 (militarism) がある。この考え方は、社会進化論の立場から、戦争を国家の生存競争、自然淘汰のプロセスとして見て、戦争が人間を発達させると考える。この立場は国内政治におけるファシズムに対応する。

次に、他国への武力介入を辞さない介入主義 (crusading) がある。この立場は、国際社会の正義を実現するという観点から、他国における人道的危機や人権侵害に対処するために、武力介入を認めるものである。いわゆる人道的介入はこの立場に立つといえよう。この立場は国内政治でいえば、革命に相当する。

全体の真ん中に、防衛主義 (defencism) がある。これは攻撃的でなく防衛的な一定の軍備が平和をつくと考える立場である。この立場は、他国への攻撃、侵略は決して正当化されないが、各国の適切な軍備が戦争を抑止すると考える。防衛主義によれば、人間社会にとって実現可能なのは、「防衛的に武装して警戒を怠らない諸国間の安定した停戦状態」であるという

ことになる。この考え方は国内政治における保守主義に対応する。世界の多くの諸国の安全保障政策は防衛主義といってよいと思われるが、防衛主義の国際社会観は人間の不完全さを前提とする悲観的なものである。

次に、漸進的平和主義 (パシフィズム、pacifism) がある。この立場は、防衛主義の悲観論——武装停戦した諸国が織りなす国際社会という見方——に満足しない。漸進的平和主義は、「武装停戦」よりももっと恒久的な平和は実現可能であると考え。この立場は、国内政治の改革によって正義を実現することが可能になったように、国際政治においても国際秩序の変革によって戦争の廃絶と軍縮は可能であると考え。そして、長期的な目標としての戦争の廃絶はあきらめないが、暫定的には防衛のための軍事力の保持と行使を容認する立場である。世界の平和運動の主流はこの考え方に立つと思われる。この考え方は国内政治におけるさまざまな改革思想と関連が深いであろう。漸進的平和主義は、国際秩序を変革するための構想、政策、行動を重視することになる。

そして最後に、戦争肯定の対極に、絶対平和主義 (パシフィズム、pacifism) がある。これは一切の軍事力の保持と行使を認めない立場である。国内政治の思想としては、非暴力的アナキズム、絶対平和主義的宗教に近いであろう。絶対平和主義はさらに3つに分けることができる。

- 1) 楽観的な絶対平和主義。絶対平和主義はいまただちに有効な防衛政策になりうる、非暴力で侵略を抑止しようと考える立場。
- 2) 協調的な絶対平和主義。絶対平和主義はいまただちに現実的な防衛政策にはなりえないが、近い将来にそうなりうるので、それまでは漸進的平和主義を支持する立場。
- 3) 悲観的な絶対平和主義。絶対平和主義は現実政治の政策というよりも個人の信仰であるので、人間が根本的に回心して人間社会が変わらないかぎり、国際社会において実現できないと考える立場。

キーデルは、これら5つの思想を、手段の強制性を示す横軸と国際社会観を示す縦軸で整理して、図2のように図示している⁶⁾。

2 2つの平和主義を峻別する——絶対平和主義と漸進的平和主義

キーデルの類型論のポイント・価値の1つは、絶対平和主義 (パシフィズム) と漸進的平和主義 (パシフ

		手段の強制性		
		攻撃的／強制的	防衛的／憲法的	不戦／良心的
国際社会観	現実主義的	軍国主義 Militarism	防衛主義 Defencism	悲観的な絶対平和主義 Pessimistic Pacifism
	理想主義的	介入主義 Crusading	漸進的平和主義 Pacifism	協調的・楽観的な 絶対平和主義 Collaborative and Optimistic Pacifism

図2 戦争と平和に関する5つの思想

イシズム)を区別して析出したことであろう⁷⁾。歴史的にみて平和主義というと、これらの両方の潮流、考え方が未分離のまま、相互補完的に存在していて、絶対平和主義ではなくて漸進的平和主義の方が主流といえるのであるが、キーデル以前にはこのダイナミックスが自覚されていなかったといえる。パシフィズムに本稿は漸進的平和主義という日本語訳を当てる⁸⁾。なぜならば、パシフィズムは、長期的な視点に立って、制度改革、国際秩序の変革を重視して、漸進的に戦争の廃絶を実現しようとするからである。

戦後日本の平和主義もまた、絶対平和主義と漸進的平和主義の両方の要素を持っていたと思われる。憲法研究者、平和運動、革新政党の間では自衛隊違憲論が主流であり、絶対平和主義の傾向が強かったであろうが、一般市民の間では、憲法9条も自衛隊も支持するという世論調査の結果が示すように、絶対平和主義と漸進的平和主義の両方の要素が未分離のまま存在していたというべきであろう。

ある時期までの憲法9条と自衛隊に関する日本政府の解釈(内閣法制局の解釈)は、憲法研究者、平和運動、革新政党の自衛隊違憲論=絶対平和主義との緊張関係の中で、自衛隊の存在と行動を憲法9条の武力行使禁止・戦力不保持の枠内にとどめなければならないという要請の中で模索された「努力」の結果である。それは、キーデルの類型論によれば、防衛主義の要素を持ちつつも、主として漸進的平和主義の枠内にあったと思われる。この状態は、絶対平和主義と漸進的平和主義の相互補完的共存であったと筆者は考える。

丸山眞男の「憲法第九条をめぐる若干の考察」⁹⁾に示された平和主義(憲法前文+9条)理解は、漸進的平和主義である。丸山は、9条が日本政府を方向づける点を強調している。さらに、深瀬忠一の9条理解

も、絶対平和主義+漸進的平和主義であったと筆者は考えている。深瀬の9条理解は長期展望的であって、彼は非武装平和主義とは言わず、軍縮平和主義と呼んでいたし、9条規範の「漸進的実現過程」を強調していた¹⁰⁾。

絶対平和主義と違って、漸進的平和主義には、長期展望という時間軸が導入されている。漸進的平和主義は、軍事力と戦争の克服をめざすわれわれの積極的な行動を必要とするダイナミックなプロセスであり、軍事力と戦争の廃絶を、国際秩序の改革を通じて接近していく目標として位置づけるところに特徴がある。

キーデルが峻別して析出した絶対平和主義と漸進的平和主義の緊張関係、ダイナミックスを意識しつつ、日本国憲法の平和主義をとらえることの重要性を強調しておきたい。

Ⅲ 六面体としての憲法9条・再論

筆者は憲法9条を六面体としてとらえる。9条のとらえ方として、まず長谷川正安が1960年に提起した「2つの法体系」論がある¹¹⁾。長谷川は憲法9条にもとづく法体系と日米安保条約にもとづく法体系が互いに矛盾しつつ存在している状態を「2つの法体系」としてとらえた。2015年の安保法成立以後、憲法体系と安保法体系の矛盾が極限にまで達しているが、この見方は依然としてすぐれた見方といえよう。次に、長谷川の「2つの法体系」論よりも、もっと立体的なとらえ方として、武藤一羊の「戦後日本国家の3つの正当化原理」という考え方が¹²⁾。戦後日本国家は、(1)米国の覇権原理、(2)日本国憲法の平和主義・民主主義原理、(3)大日本帝国の継承原理という3つの相互に矛盾する国家正当化原理を折衷的に統合する構成体としてつくり、継続してきた、と武藤はとらえるの

である。戦後日本における脱植民地化の不十分さ、現在の安倍政権に対する日本会議の影響等を見ると、「2つの法体系」に大日本帝国の継承原理という第3の軸を加えたことの意味はよく理解できる。しかし筆者は、長谷川の「2つの法体系」論、武藤の「3つの正当化原理」の影響を受けつつも、それらを修正するものとして、「六面体としての憲法9条」というとらえ方を提示したい。

筆者は、憲法9条を6つの視点から見るというアプローチによって、初めて憲法9条の全体像をとらえることができると考えている。すなわち、(1) ワシントンから見る9条、(2) 大日本帝国から見る9条、(3) 日本の民衆から見る9条、(4) 沖縄から見る9条、(5) 東アジアから見る9条、(6) 世界の民衆から見る9条。憲法9条とはこれらの総体、つまり六面体である(図3参照)。以下、憲法9条を6つの視点から見ていきたい。本稿は同時に、憲法9条を脱神話化し、再構築する試みでもある。

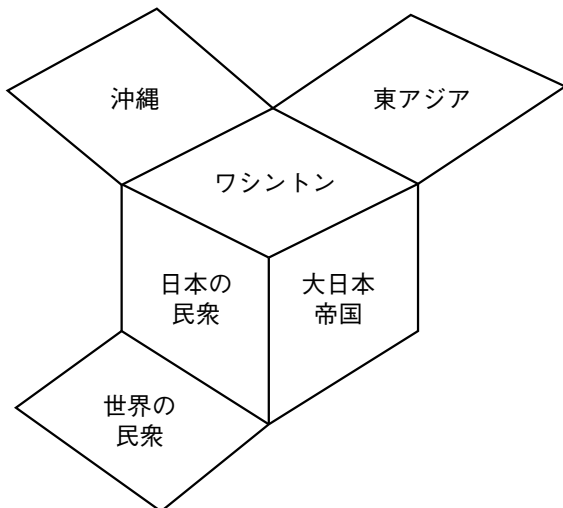


図3 六面体としての憲法9条

1 ワシントンから9条を見る

戦後世界秩序はやはりパックス・アメリカーナ——米国を覇権国とする世界秩序——として見るができるであろう。このパックス・アメリカーナの価値的基礎は第2次世界大戦の前後に主として米英によって定礎されている。すなわち、ルーズヴェルト米大統領のいう「4つの自由」(1941年1月)、ルーズヴェルト米大統領とチャーチル英首相によって調印された大西洋憲章(1941年8月)等が、米国参戦以前に、戦後世界秩序の方向性を示している。この方向性は、戦後の国連憲章(1945年6月)、世界人権宣言(1948年12月)につながっていく。

憲法9条を見るうえで重要なのは、大西洋憲章第8項である。そこには、「広汎かつ恒久的な一般的安全保障制度が確立されるまでは、侵略の脅威を与える諸国が陸、海、空の軍備の使用を続けるかぎり、将来の平和は実現不可能であるので、それらの諸国の武装解除は必要不可欠である」という文章が含まれている。ここで「侵略の脅威を与える諸国」は枢軸国を指している。これが憲法9条2項の1つの起源といえよう。

9条2項は、連合国による枢軸国の武装解除である。アジア太平洋戦争という侵略的な武力行使をした日本の武力を全面的に否定するということである。その意味では、憲法9条には懲罰的意味が含まれているといえる。1945から46年の時点で、世界平和の課題は枢軸国の非軍事化・民主化であり、これは連合国による枢軸国の占領改革等によって追求された。占領改革の中で、憲法改革は不可避であり、日独伊のいずれにおいても、非軍事化条項=平和条項——日本の9条、イタリアの11条、西ドイツの26条——を含む新憲法が制定された。

9条の起源は、連合国軍総司令部による憲法改革の基本方針というべきマッカーサー・ノートの第2項であるが、これがどこから来たかについては研究者の間で見解の相違があり、この問題はまだ決着が着いていない。筆者は三輪隆の仮説が興味深いと思う¹³⁾。東京の連合国軍総司令部で日本の憲法改革が問題となっていた頃、米国のバーンズ国務長官は「日本非武装化・非軍事化条約案」を検討していた。この構想を知ったマッカーサーが日本の非武装化を憲法条項として書き込んだのではないかというのが三輪の仮説である。この仮説によれば、憲法9条はもともと条約の性格を持っているということになる。

1947から48年の時期、冷戦の開始=連合国の分裂・対立によって、連合国と枢軸国の関係は変わった。1951年9月にサンフランシスコで調印された連合国——ソ連、中国等は含まれていない——と日本との平和条約および日米安全保障条約がその後の基本的な枠組みをつくった。武装解除された日本の安全は国連によるという想定が変わり、日本の安全は日米安全保障条約=米軍の日本駐留によることになり、またソ連と対決する西側同盟を補完するために日本再軍備が追求された。1950年頃から米国は日本再軍備と憲法9条改正を求めたが、日本国民の反対で憲法9条改正は実現できなかった。そのため、憲法9条改正なしの再軍備が進んだ。

他方で、枢軸国を占領統治するために駐留した米軍

は、枢軸国の占領統治終了後も——イタリアから一時撤退した時期があるが——基本的にはそのまま駐留を続けた。それゆえ、日本、ドイツ、イタリアには多くの米軍基地が存在し続けている。枢軸国に駐留する米軍は、旧敵国を封じ込め、さらにソ連を封じ込める「二重の封じ込め」の役割を果たしてきたといわれる¹⁴⁾。駐留米軍の9条適合性は、砂川事件最高裁判決等で支えられてきた¹⁵⁾。

1950年代以降、9条改正なしの日本再軍備が進行する。日米安保条約のもとで、米軍と自衛隊の連携が深まるのは、1978年に日米防衛協力の指針(ガイドライン)がつくられてからである。米軍の攻撃力(核兵器を含む)と自衛隊の防衛力(「専守防衛」)がセットになっている。冷戦終結後、1990年代に日米安保は再定義され、自衛隊の役割は拡大深化した。また、国連PKOへの参加というかたちで自衛隊の海外派遣が進められた。2000年代に入って、米国の要求を背景に、テロ対策特別措置法やイラク特別措置法等により、自衛隊はペルシャ湾、イラクに派遣されるにいたっている。現在、アジア太平洋において、米軍を中心に自衛隊、韓国軍、オーストラリア軍等との連携・ネットワーク化が進行している。

2014年から2015年にかけて、日本国民の強い反対を押し切って、内閣法制局による9条解釈の変更(集団的自衛権行使の限定的容認等)、日米防衛協力の指針の改定、安全保障関連法の制定がなされた。これらはワシントン(米国政府、シンクタンク等)の要求に応えるものである。これから米国のトランプ政権と日本の安倍政権との間で、米軍と自衛隊の協力・一体化はさらに進むと予想される。衰退するパックス・アメリカナにおいて、トランプ政権が安倍政権の9条改正志向をどう見るか、注視する必要がある。

2 大日本帝国から9条を見る

戦後日本の保守政治家は、大日本帝国の価値観を密かに温存しつつ、パックス・アメリカナに組み込まれた。昭和天皇もパックス・アメリカナに組み込まれることで、生き延びた。彼らにとっては、日本軍/日本軍国主義を解体する9条は「天皇制と彼らの政府」をまもるための「避雷針」として理解されたであろう。彼らにとっては、マッカーサー・ノートの第1項(天皇制の存続)と第2項(戦争および戦力の放棄)は密接に結びついている。1946年2月、日本国憲法の草案、いわゆるマッカーサー草案を提示された幣原内閣が、はじめは抵抗しつつも、最終的にそれを受け入れたの

は「皇室のご安泰」のためである。ここで「皇室のご安泰」と言ったとき、2種類のご安泰が問題になるだろう。ひとつは天皇制の存続であり、もうひとつは昭和天皇の戦争責任が追及されないということである。

日本の保守政治家にとっては、1946年2月の時点で、天皇制の護持と9条は結びついて理解されたであろうが、米国政府にとっては事情が違っていただろう。米国政府はかなり早い段階で戦後の天皇制の存続を判断していたとする解釈がある。政治学者の加藤哲郎によれば、1942年6月の米国陸軍省の文書がすでに「天皇を軍部から切り離し、平和の象徴として利用する」という戦略を提案している。早くもこの時期から戦後日本の象徴天皇制を構想していたグループが米国政府内にいた可能性がある¹⁶⁾。他方で、1946年2月という時点で考えてみると、憲法9条には、軍国主義と天皇制を切り離すことで、昭和天皇の戦争責任の問題を背景に退かせるという効果があったであろう。古関彰一は「……戦争放棄条項は、天皇を戦犯から除外するための政治的戦略として憲法に盛り込まれた……」と書いている¹⁷⁾。

このようにして戦後日本の保守政治家は9条を受け入れた。彼らは1950年代に憲法9条改正を試みたが、日本の民衆の反対のために失敗した。それ以降、保守政治家は、9条改正には言及せず、法律のレベルで実質的な再軍備、軍備増強を追求する路線——明文改憲ではなく解釈改憲——をとることになった。そのため、戦後日本には、憲法にもとづく法体系と日米安保条約に基づく法体系の「2つの法体系」が並存するという状態が出現した¹⁸⁾。

憲法9条を改正しないままの再軍備、軍備増強は着々と進行し、いまや日本の「軍事力」は世界有数のものとなっている。もともと専守防衛を旨とした自衛隊の活動は、イラクやソマリア沖へ派遣されるところまで拡大している。2015年の安全保障関連法の成立により、自衛隊の活動可能範囲はさらに拡大した。

第2次世界大戦終了後、連合国の日本占領中に冷戦が進行し、米国の政策の重点が、大日本帝国(軍国主義と植民地主義)を克服することよりも日本をソ連に対抗する西側同盟に組み込むことに移ったため、大日本帝国の負の遺産の克服はまったく不十分であった。大日本帝国の負の遺産の克服=脱植民地化の課題は、冷戦後、よりクローズアップされた。日本国憲法は、「戦後(ポストウォー)」の憲法であると同時に「植民地以後(ポストコロニアル)」の憲法でもある。日本国憲法のポストコロニアル性の認識と脱植民地化は依

然として課題である。

2002年に全面的にリニューアルされた靖国神社の遊就館（近代日本の戦争を展示した博物館）の展示は興味深い。ここでは大日本帝国が生きている。大東亜戦争に関する一連の展示室の最後に、「……占領軍は、……憲法や教育基本法の制定などで、日本の弱体化を図った」¹⁹⁾と書かれている。日米は「同盟関係」にあるとはいえ、ここにはワシントンと大日本帝國的日本との緊張関係が示されている。そして歴史修正主義的傾向を秘めた現在の安倍政権は大日本帝國的日本を引きずる発言・行動を示して、東アジアの緊張を高めている。

3 日本の民衆から9条を見る

日本国憲法9条は、軍国主義、軍部の支配から日本の民衆を解放した。韓国の民主化運動が軍事独裁政権を倒した事例とは異なり、日本の民衆運動が軍国主義を倒したのではなく、帝国陸海軍の軍事的敗北によって民衆が軍国主義から解放されたのである。憲法9条につながる反戦・軍縮・平和の思想と実践は、戦前の日本にあったけれども、その思想と実践が直接に9条を成立させたというよりも、敗戦が9条を成立させたというべきである。

しかし、日本の民衆は9条を「抱きしめた」。1950年以降、冷戦・日本再軍備が進行する中で、9条を改正しようとする動き、日米安保体制を強化しようとする動きが起きるたびに、日本の民衆はそれを拒否し、抵抗してきた。駐留米軍および自衛隊の存在、あるいは自衛隊の活動が憲法9条に違反すると主張する憲法訴訟が数多く提起された。これらのプラクティスによって、日本の民衆は憲法9条を主体的につかみ取り、内面化していったといえる。戦後日本の憲法研究者は、1791年フランス憲法以来の憲法平和条項の歴史、カント平和論、1920年代米国の「戦争非合法化」論、1928年パリ不戦条約、戦争違法化の潮流、そして近代日本の平和思想・平和運動の歴史の中に憲法9条を位置づけた。そして、9条をめぐる数多くの憲法訴訟を理論的に支えた。彼らはまた、日本国憲法前文の平和的生存権の考え方に注目し、世界に先駆けて「人権としての平和」を打ち出した。

このような9条と前文の理解は、日本国憲法が制定されたときにすでに自覚されていたわけではなく、戦後日本の民衆、憲法研究者が徐々に獲得したものである。これら70年にわたる日本の民衆と憲法研究者のプラクティスこそが重要である。戦後日本の民衆、憲法

研究者によってつかみ取られた憲法9条は、もはや連合国による枢軸国の武装解除の規定あるいは天皇制を護持するための避雷針ではなくて、武力によらずに平和をつくることをめざす規定としてつくり直されている。小熊英二の言葉を借りるならば、「戦後日本において……原著者の意図をこえた読みを施されていったテキストの代表例は、日本国憲法であった。アメリカから与えられた憲法が、アメリカの冷戦戦略に対抗し、日本のナショナリズムを表現するための媒体となっていったのである」²⁰⁾。小熊は、「九条ナショナリズム」という言い方をしている。

戦後日本の平和運動・平和研究・平和教育は、9条という憲法規範を持ったことの圧倒的な影響を受けた。9条という憲法規範は、附随的違憲審査制と相まって、民衆のイニシアティブで日米安保体制（米軍と自衛隊）の問題性を追及する最大の拠り所となった。9条があるゆえに、戦後日本においては、平和問題は憲法問題となったし、平和運動も憲法訴訟や護憲運動のかたちをとることが多かった。しかし、これにはマイナス面もある。戦後日本では、平和問題がもっぱら憲法論（解釈論、改正論、擁護論）になってしまい、日米安保体制にとって代わる平和・安全保障の構想や政策を打ち出して、民衆がそれを実現していくことが不十分であった。また、世界各地の紛争や人道的危機に対する日本の国際平和協力も、自衛隊を派遣すべきか／派遣すべきでないかという議論に傾斜していき、自衛隊を派遣しなければそれだけで平和に近づくかのような誤解が生じた。戦争を克服し、平和をつくるわれわれの課題にとって、憲法規範はもちろん重要であるが、戦争克服・平和創造のアジェンダは憲法規範を超える広大な領域に及ぶのである²¹⁾。憲法9条は、包括的な平和創造プログラムの一要素であり、多彩な平和政策・平和実践の起点というべきである。

日本国憲法9条はまた、日本における自由とデモクラシーを回復するための重要なテコであった。自由とデモクラシーを実現、担保するのは民衆であり、もともと理念としては民衆は武器をもって自己および共同体を防衛することが想定されている。しかし、民衆、市民（シビル、シビリアン）が自己の政治権力を信託した政府が、国防、安全保障の名目のもとに、自由とデモクラシーを抑制／停止し、あるときミリタリーがシビルを完全に抑圧する事態が生じる。徹底的な武装解除／非軍事化の規定である日本国憲法9条は、ミリタリーを脱正統化することによって、シビル、自由、デモクラシーを回復する役割を果たしたといえる²²⁾。

現在、日本国憲法9条2項の文言（戦力の不保持、交戦権の否認）と自衛隊および日米安保体制との乖離があまりにも大きいので、憲法への不信、シニシズムを克服して、法の支配および憲法の平和主義を「救出」するために、9条を改正するほうがよいという「護憲的改憲論」がある²³⁾。また、2015年の安全保障関連法の成立後、9条を改正せずに集団的自衛権の限定的行使まで認めるような解釈変更をするよりも、自衛隊を憲法の条文上にきちんと位置づけて法的コントロールを追求すべきだという「平和のための新9条論」もあらわれている²⁴⁾。

9条は「挙証責任あるいは説明責任の分配」の規定である²⁵⁾。それはどういうことか。9条は、「陸海空軍その他の戦力」と疑われる存在、あるいは「武力の行使」と疑われる行為がそうでないということの挙証責任あるいは説明責任を政府の側に負わせている。日本政府は自衛隊が憲法9条2項によって禁止されている戦力でないということを説明しなければならないし、自衛隊の行動が武力の行使ではないということを説明しなければならない。自衛隊の存在および活動の法的根拠づけは非常に複雑なものとなり、多くの制約のもとに置かれる。自衛隊の活動を拡大しようとするとき、日本政府はそのたびに国会でそれは憲法9条に違反しないということを説明しなければならない。それに対して、9条が改正されて、軍事が憲法の中に位置づけられるようになると、日本の法体系は根本的に転換するだろう。軍事が正統性、公共性を獲得し、軍の行動を批判する側の証明、説明は非常に困難なものになるだろう。9条の文言と自衛隊の現実との乖離がどんなに大きくなっても、政府に挙証責任・説明責任を負わせる規定としての9条の意義が減じることはない。

4 沖縄から9条を見る

マッカーサーにとって、憲法9条と沖縄の米軍基地はセットであった²⁶⁾。憲法施行1か月後の1947年6月、マッカーサーは「沖縄に米国の空軍を置くことは日本にとって重大な意義があり、明らかに日本の安全に対する保障となろう」と述べている²⁷⁾。沖縄の米軍基地の存在ゆえに憲法9条が可能になったという面がある。また、昭和天皇は、1947年9月、宮内庁御用掛、寺崎英成を通じて、連合国軍最高司令官政治顧問であるウィリアム・J・シーボルトに、日本をまもるために米軍の沖縄長期占領を望むという、いわゆる「沖縄メッセージ」を伝えた²⁸⁾。このような事情をみると、

9条、天皇制、沖縄の駐留米軍は三位一体といえるかもしれない。

沖縄は1945年3月末から1972年5月まで、米国の統治下にあり、1946年11月3日公布・1947年5月3日施行の日本国憲法は適用されなかった。日本国憲法9条が適用されなかった沖縄には、しかし、非戦論の平和思想の伝統があり、また阿波根昌鴻に代表される非暴力の抵抗運動の豊かな経験があった²⁹⁾。

暴力的な米軍の占領統治に悩まされた沖縄の人々は「平和憲法への復帰」を追求した。しかし本土復帰後、日本国憲法が適用されたあとも、沖縄の米軍基地は減らなかった。駐留米軍によって沖縄の人々の平和的生存権が脅かされる状態が続いている。沖縄の本土復帰によって、日本国憲法と日米安保条約という「2つの法体系」の矛盾・暴力は沖縄の人々に最も重くのしかかっている³⁰⁾。

沖縄の米軍基地はパックス・アメリカーナを支えるグローバルな米軍基地網の一環である³¹⁾。米国は2014年9月30日現在、国外に587の軍事基地を置いている³²⁾。ワシントンの立場から沖縄を含む世界の米軍基地をどうすべきかについては、見解の幅がある。一方の極に「米国の要塞化」という主張がある。この考え方によれば、軍事技術の進歩ゆえに、海外基地から撤退して、同盟国を活用したほうがよい、また、海外基地は米国の同盟国にとってさほど拡大抑止の役割を果たしていないという。他方の極には「古典的パックス・アメリカーナ」の考え方がある。冷戦期と同じく現在でも、世界の米軍基地——前方展開——は世界秩序維持にとって重要だとする。これらの両極の中間に、海外基地の限定的削減を主張する見解などがある³³⁾。

いま沖縄の置かれている状況は複雑を極めて思う。現在、中国の海軍力、空軍力の台頭は目覚ましく、中国軍は西太平洋、東シナ海、南シナ海において米軍の覇権に挑戦している。この状況下において沖縄の米軍基地は両義的である。一方で、地政学的発想をするならば——中国に対する封じ込め、包囲網形成——、沖縄の米軍基地は中国をにらむ重要な位置にある。他方で、現在の中国のミサイル攻撃能力を考慮するならば、沖縄の米軍基地は中国のミサイル攻撃に対して脆弱であり、米軍はグアムまで後退すべきという意見もある。現在、米軍では、この2つの考え方が併存・競合していると思われる。米国のトランプ政権は沖縄の米軍基地の役割を維持していくように思われる。

このような現在の状況をにらみつつ、沖縄の犠牲の

うえに9条が存在してきた事実を見つめたうえで、沖縄の負担の軽減を追求することはわれわれの責任であろう。

5 東アジアから9条を見る

日本国憲法9条は日本の安全保障の規定ではなかった。9条は「日本軍国主義の脅威に対する安全保障」の規定であり、連合国の安全保障の規定、大日本帝国の侵略戦争によって被害を受けた東アジアの民衆の安全保障の規定であった³⁴⁾。日本の安全保障は、国連の集団安全保障(国連軍)によるというのが日本国憲法の原意である。しかし、冷戦ゆえに国連による安全保障が期待できなくなった時点から、日本の非武装ではなくて再軍備が求められ、「9条は、自衛のための必要最小限度の実力の保持、自衛のための武力行使を禁ずるものではない」という憲法解釈が生まれた。この時点から、9条は日本の安全保障の規定に変容したといえよう。そして、前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」するという日本国憲法の本来の安全保障観は後景にしりぞいていった。

対アジアの侵略戦争とのかかわりで、日本国憲法9条を最も早い時期に最も深いところにとらえたのは社会学者の日高六郎である。日高は、1946年3月7日に新聞紙上で発表された「憲法改正草案要綱」を読んだときのことを振り返って、次のように書いている。

「……私は、アジア全域の戦禍と虐殺を経験した民衆が、どのように日本国憲法を読み、第九条を理解するであろうかを考えた。彼らにとっては、第九条は、日本が再度、残虐な武力行使、独善的な政治行動、人権侵害の差別行為をしないことの国際的な保障でなければならなかったはずである。……第九条に懲罰的意味がふくめられていることは、彼らにとっては当然のことであった。……私たちにあって不可欠なとなみは、十五年戦争を思い出し、記憶にきざみつけること。歴史として残すこと。反省の感情と人間としての倫理感を結びつけること。そのことができないで、『第九条』の世界的先駆性を語るの、恥ずかしい……。」³⁵⁾

残念ながら、日高のような9条のとらえ方は、1946年の時点ではむしろ例外であっただろう。幣原喜重郎は、9条の先進性、日本が世界の平和運動の先頭に立つこと、モラル・リーダーシップを発揮すること等々を語っている。しかしながら、9条とは侵略的武力行使の結果としての日本軍の全面的な否定であるという

ことをふまえないで、9条の先進性を語るのを見当違いである。戦後日本の民衆や憲法研究者は9条の先進性を語ってきたが、それにはアジア太平洋戦争の侵略戦争性、戦争犯罪性を凝視して、侵略戦争に対する責任を果たすことがともなっていなければならないだろう。

日本国憲法の安全保障構想は、前文第2段落が述べている。「日本国民は……平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という部分である。ここから導出される安全保障構想・政策は、軍事同盟ではなくて諸国家が「共通の安全保障」を追求すること、あるいは安全保障共同体をつくるという方向性である。東アジアにおいても、このような方向性の追求が必要である。その際、過去の克服・和解、信頼醸成、核兵器および通常兵器の軍縮等が課題となるであろう。そして、ヨーロッパの冷戦を終わらせたヘルシンキ・プロセス(CSCEプロセス)が参考になるであろうし、東アジアにおけるさまざまな政府間協議の場——東アジア・サミット、ASEAN地域フォーラム等々——に一定の役割があるであろう。

しかし政府間協議がなかなか進展しない現在の東アジアにおいては、市民社会、NGOの役割が大きい。たとえば、コフィ・アナン国連事務総長(当時)の呼びかけに応じて始まったNGOのプロジェクト「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」(Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict, GPPAC)の枠組みのもとで、2004年から、東北アジア全域——中国、香港、台湾、北朝鮮、韓国、モンゴル、極東ロシア、日本の8つの国・地域——のNGO関係者が集まって、議論を続けてきた³⁶⁾。このグループは、2005年2月に、東北アジアにおける武力紛争予防・平和創造の諸課題を「東北アジア地域アクション・アジェンダ(東京アジェンダ)」としてまとめている。「東京アジェンダ」は、東北アジアにおいて平和をつくるための道筋を詳細に述べているが、次のような一節を含んでいる。

「私たちは、日本国憲法9条が地域の平和を促進するための不可欠な要素の1つであると認識している。日本国憲法9条は、日本の軍事主義を封じ込めることで地域の民衆の安全を確実なものにするための規範であるとされてきた。とくに、紛争解決の手段としての戦争およびそのための戦力の保持を放棄したという9条の原則は、普遍的価値を有するものと認知されるべ

きであって、東北アジアの平和の基盤として活用されるべきである。」

現在、東アジア諸国は軍拡とナショナリズムの局面に入っているが、日本国憲法の安全保障構想——共通の安全保障、安全保障共同体——の方向性を粘り強く追求すべきであろう³⁷⁾。

6 世界の民衆から9条を見る

(1) NGO・地球市民社会と日本国憲法9条

いまから18年前、1999年5月にオランダのハーグで開催された平和NGOの会議「ハーグ平和アピール」の最終日に、5日間の討議のハイライトとして「公正な世界秩序のための10の基本原則」が発表された。その第1原則は「各国議会は、日本国憲法9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」と述べている³⁸⁾。それ以来、世界の平和NGOが国際会議を開いて、宣言や行動計画などを作成するとき、日本国憲法9条に言及することが多くなった。主要なものを挙げると、ミレニアム・フォーラム(2000年5月、ニューヨーク国連本部)の「平和・安全保障・軍縮」部会最終報告書、GPPACの「東北アジア地域・アクション・アジェンダ(東京アジェンダ)」(2005年2月、東京・国連大学)と「グローバル・アクション・アジェンダ」(2005年7月、ニューヨーク国連本部)、世界平和フォーラム(2006年6月、バンクーバー)の「バンクーバー平和アピール2006」等がある。そして、これらの延長線上に、日本の平和NGOが主催した「9条世界会議」(2008年5月)と「戦争を廃絶するための9条世界宣言」がある³⁹⁾。いまや日本国憲法9条は、世界の平和運動、平和NGOの共有財産になっているといえよう。

世界の平和運動と日本国憲法9条の出会い、実は「再会」である。というのは、憲法9条1項のひとつの源泉は1928年のパリ不戦条約(ケロッグ・ブリアン条約)であり、パリ不戦条約を成立させた原動力のひとつは1920年代米国の平和運動、「戦争非合法化」運動だからである⁴⁰⁾。

また、1999年の「ハーグ平和アピール」において、世界の平和NGOと日本国憲法9条が出会ったことは意義深い。これによって、日本国憲法の平和主義とNGO活動が結びついたからである。ここで、日本国憲法の平和主義とNGO活動の結びつきについて筆者の考えを述べておきたいと思うが、これはかなり遠回りの説明を必要とする。

平和学の認識によれば、平和とは暴力の克服であり、直接的暴力(=戦争)と構造的暴力(=社会的不正義)の両方の克服、すなわち消極的平和と積極的平和の両方を意味する。日本国憲法に即していえば、まず前文第2段落が、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と述べていることが重要である。この平和的生存権は、ルーズヴェルト米大統領の「4つの自由」教書および「大西洋憲章」(ともに1941年)に由来するが、「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する」という表現の中に、消極的平和と積極的平和の両方の意味が含まれていると解することができる⁴¹⁾。また、前文第2段落は、世界の「専制、隷従、圧迫、偏狭、恐怖、欠乏」という構造的暴力を克服することに対する我々のコミットメントを述べている。そして、9条は、日本の武力行使の禁止、日本のミリタリーの脱正統化の規定であり、つまり直接的暴力を克服しようとする規定である。さらに、前文第2段落は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べており、先述したように「共通の安全保障」「安全保障共同体」をめざすことを示唆している。日本国憲法の平和主義はこのようにとらえられるが、これはまさに平和学の認識と共鳴するものといえよう。

遠回りの説明がさらに続くのであるが、憲法が定めている規範、ルールには2種類ある。第一の類型は国家権力に対する制限ないし禁止規範である。9条はその典型である。第二の類型は、政策の積極的な方向づけである。平和的生存権を含む前文第2段落は、日本の平和政策を方向づける積極的政策規範としての性格を持っている⁴²⁾。

筆者は、「禁止規範としての9条」と「積極的政策規範としての前文第2段落」を、それぞれ「しない」平和主義と「する」平和主義と呼んでいる。近現代の憲法にとって、ミリタリーと戦争の民主的コントロールが大きな課題であったから、(正しくない)戦争をしないことは重要である。アジア太平洋戦争という侵略戦争をした日本にとっては、戦争をしないことは何にもまして重要である。また、日本が世界有数の軍事力を持ち、自衛隊がイラクに派遣されるところまで来た現在、「しない」平和主義の重要性を再確認する必要がある。しかし、これは日本国憲法の平和主義の半分である。あと半分は、「する」平和主義である。もし自衛隊を海外に派遣しないのであれば、日本の市民と政府は何をするのか、それが問われる。これは憲法

前文の積極的政策規範の具体化の問題である。専制と隷従、圧迫と偏狭、恐怖と欠乏——世界の構造的暴力——を克服するために、日本の市民と政府は何をするのか。筆者は日本の市民による多様なNGO活動が日本国憲法の「する」平和主義の一例であると考えている。日本国憲法の平和主義とNGO活動はこのように結びついている。

いまの世界には、紛争や人道的危機への対処において、ミリタリー（軍隊）をシビル（文民、市民、市民社会）で置き換えようとする潮流・努力が明確に存在している。このような潮流・努力は、政府レベルでも国際機構レベルでも見られるが、とりわけ世界のNGOの活動の中に見ることができる⁴³⁾。世界の平和NGOは、シビルによってミリタリーを克服しようとするNGOの努力と共鳴するものとして日本国憲法9条に言及しているのである。

（2）憲法9条が指し示す世界秩序

憲法9条の「国権の発動たる戦争を放棄する」という部分の英訳は、“renounce war as a sovereign right of the nation”である。“war as a sovereign right of the nation”という表現は、1946年2月3日にマッカーサーが述べた新憲法に盛り込むべき3項目、いわゆるマッカーサー3原則の第2原則に由来する英語表現である。ふつうに日本語にするならば、「主権的権利としての戦争を放棄する」となる。この英語表現が9条の本質を明らかにしている。9条とは「軍事的主権の自己制約」ということである。ここから2つの方向性が出てくる。

主権国家にとっては武力による自衛権行使はまったく普通のことであるから、伝統的な国家観によれば、9条を持った国家は不完全な国家であって、9条を改正して「普通の国」になりたいという欲求が出てくるのは当然であろう。9条を改正して、軍隊と交戦権を恢復すると、昔の主権国家にもどる。

それに対して、軍事的主権を自己制約している半主権国家の状態を前向きにとらえて、武力に依存しないNGOとともに、近代主権国家システムの次の世界秩序——武力依存を縮小していく世界秩序——を追求する方向性がある。ここにおいて、9条と世界のNGOとの「同盟・共闘関係」が成立する。

70年間の9条の歴史、われわれの経験は、人類史の過渡期の特徴・経験を示すものであっただろう。近代主権国家システムと次の世界秩序——それはまだ曖昧である——との間で、どちらに行くのか——主権国家

システムにもどるのか、次の世界をめざすのか——過渡的・両義的な時代経験であった。主権国家システムの次の世界へ行こうとしているのは世界のNGOであり、9条の方向性と共鳴するのである。そのことを指して、筆者は「日本国憲法9条は世界の民衆とともにある」と言っている。日本国憲法9条は日本の最高法規であるが、9条の思想は人類のものである⁴⁴⁾。

【注】

- 1) 君島東彦「多面体としての憲法九条——脱神話化と再構築」『歴史地理教育』744号、2009年、10～15頁、君島東彦「多面体としての憲法9条——1つの見取り図」市川正人・徐勝編著『現代における人権と平和の法的探求——法のあり方と担い手論』、日本評論社、2011年、173～187頁、君島東彦「六面体としての憲法9条——脱神話化と再構築」君島東彦・名和又介・横山治生編『戦争と平和を問いなおす——平和学のフロンティア』、法律文化社、2014年、170～186頁。
- 2) Oliver P. Richmond, *The Transformation of Peace*, Palgrave Macmillan, 2005, Oliver P. Richmond, *Peace: A Very Short Introduction*, Oxford University Press, 2014.
- 3) 図1の図は、Richmond, *The Transformation of Peace*, p.200, Richmond, *Peace: A Very Short Introduction*, p.123の図にもとづいている。
- 4) Martin Ceadel, *Thinking about Peace and War*, Oxford University Press, 1987.
- 5) 正戦論（武力行使の正当化条件の探究）を誠実にギリギリまで突き詰めたのが、マイケル・ウォルツァー著／萩原能久監訳『正しい戦争と不正な戦争』（風行社、2008年）であろう。
- 6) Martin Ceadel, *The Origins of War Prevention: The British Peace Movement and International Relations, 1730-1854*, Oxford University Press, 1996, p.56.
- 7) Martin Ceadel, *Pacifism versus Pacificism*, in Nigel J. Young (ed.), *The Oxford International Encyclopedia of Peace* Volume 3, Oxford University Press, 2010, p.323-325.
- 8) pacifismの日本語訳は難しい。藤原修は「相対平和主義」（藤原修「平和主義とは何か」、藤原ほか編『いま平和とは何か——横平和学の理論と実践』、法律文化社、2004年）、松元雅和は「平和優先主義」（松元雅和『平和主義とは何か——政治哲学で考える戦争と平和』中公新書、2013年）、山本真理は「パシフィズム」（山本真理『戦後労働組合と女性の平和運動——「平和国家」創生を目指して』、青木書店、2006年）と訳している。キーデルは、pacifismをabsolutism（絶対主義）、pacifismをreformism（改革主義）と言い換

- えてもいる。
- 9) 丸山眞男「憲法第九条をめぐる若干の考察」『世界』、1965年6月号。
 - 10) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』、岩波書店、1987年。
 - 11) 長谷川正安「安保闘争と憲法の諸問題」『法律時報』32巻11号、1960年。
 - 12) 武藤一羊『戦後レジームと憲法平和主義』、れんが書房新社、2016年。
 - 13) 三輪隆「日本非武装化条約構想とマッカーサー・ノート第2項」『埼玉大学紀要教育学部(人文・社会科学編)』47巻1号、1998年、43～58頁。三浦陽一『吉田茂とサンフランシスコ講話・上巻』、大月書店、1996年、12～16頁も参照。
 - 14) ケント・E・カルダー著・武井揚一訳『米軍再編の政治学——駐留米軍と海外基地のゆくえ』、日本経済新聞出版社、2008年、321頁。
 - 15) 駐留米軍は憲法9条2項に違反すると判断した東京地裁伊達判決を受けて、米国のマッカーサー2世駐日大使が日本の司法に介入した経過について、布川玲子・新原昭治編著『砂川事件と田中最高裁長官——米解禁文書が明らかにした日本の司法』、日本評論社、2013年、参照。
 - 16) 加藤哲郎『象徴天皇制の起源——アメリカの心理戦「日本計画」』、平凡社新書、2005年。
 - 17) 古関彰一『「平和国家」日本の再検討』、岩波書店、2002年、15頁。
 - 18) 「2つの法体系」について、長谷川正安「安保闘争と憲法の諸問題」『法律時報』32巻11号、1960年。
 - 19) 『遊就館図録』、靖國神社、2003年、82頁。
 - 20) 小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナリズムと公共性』、新曜社、2002年、23頁。
 - 21) したがって、日本国憲法の平和主義を擁護するためには、憲法学だけでは不十分であり、平和学、国際政治学、国際関係学等が必要となるであろう。君島東彦編『平和学を学ぶ人のために』、世界思想社、2009年、君島東彦・名和又介・横山治生編『戦争と平和を問いなおす——平和学のフロンティア』、法律文化社、2014年、参照。
 - 22) 樋口陽一『戦争放棄』樋口陽一編『講座・憲法学 第2巻 主権と国際社会』、1994年、120～121頁。
 - 23) 大沼保昭「護憲的改憲論」『ジュリスト』1260号、有斐閣、2004年1月、158頁、Craig Martin, A Constitutional Case for Amending Article 9, in Bryce Wakefield (ed.), *A Time for Change?: Japan's "Peace" Constitution at 65*, Woodrow Wilson International Center for Scholars, 2012, pp. 50-75 等がある。
 - 24) 東京新聞2015年10月14日「こちら特報部」が、もっとも早い時期の「平和のための新9条論」であろう。
 - 25) 君島東彦『「脱安全保障化」としての日本国憲法』千葉眞・小林正弥編著『平和憲法と公共哲学』、晃洋書房、2007年、29～30頁参照。木村草太『憲法の創造力』、NHK出版新書、2013年、219頁も同旨。
 - 26) 古関彰一『「平和国家」日本の再検討』、岩波書店、2002年、47～48頁。
 - 27) 中野好夫・新崎盛暉『沖縄戦後史』、岩波新書、1976年、15頁。
 - 28) 豊下楯彦『昭和天皇の戦後日本——〈憲法・安保体制〉にいたる道』、岩波書店、2015年、102～123頁参照。
 - 29) 阿波根昌鴻『米軍と農民——沖縄県伊江島』、岩波新書、1973年、阿波根昌鴻『命こそ宝——沖縄反戦の心』、岩波新書、1992年、等参照。沖縄出身の饒平名智太郎は、1922年に、ガンディーの思想と運動を紹介する著書を出している。鹿子木員信・饒平名智太郎著『ガンヂと真理の把持』、改造社、1922年、参照。
 - 30) 小松寛「戦後沖縄と平和憲法」島袋純・阿部浩己編『シリーズ日本の安全保障4 沖縄が問う日本の安全保障』、岩波書店、2015年、51～78頁参照。
 - 31) 林博史『米軍基地の歴史——世界ネットワークの形成と展開』、吉川弘文館、2012年、デイヴィッド・ヴァイン著／西村金一監修／市中芳江・露久保由美子・手嶋由美子訳『米軍基地がやってきたこと』、原書房、2016年、参照。
 - 32) 587という数字は、Department of Defense, *Base Structure Report 2015* による。
 - 33) グローバルな米軍基地網をどうすべきかに関する議論については、ケント・E・カルダー著・武井揚一訳『米軍再編の政治学——駐留米軍と海外基地のゆくえ』、日本経済新聞出版社、2008年、311～331頁参照。チャルマーズ・ジョンソン著・雨宮和子訳『帝国解体——アメリカ最後の選択』、岩波書店、2012年、も参照。
 - 34) 渡辺治『日本国憲法「改正」史』、日本評論社、1987年、89頁は「……非武装はもっぱら日本の侵略に対する連合諸国の安全保障として構想」されたと述べている。
 - 35) 日高六郎『私の憲法体験』、筑摩書房、2010年、103～105頁。
 - 36) GPPACについて、君島東彦「グローバルな立憲主義の現段階——NGOのプロジェクト“GPPAC”を契機とする若干の考察」深瀬忠一・上田勝美・稲正樹・水島朝穂編著『平和憲法の確保と新生』、北海道大学出版会、2008年、322～349頁参照。
 - 37) Akihiko Kimijima, From Power Politics to Common Security: The Asia Pacific's Roadmap to Peace, in Tatsushi Arai, Shihoko Goto, and Zheng Wang (eds.), *Clash of National Identities: China, Japan, and the East China Sea Territorial Dispute*, Woodrow Wilson International Center

for Scholars, 2013, pp. 56-67参照。

- 38) 浦田賢治「ハーグ市民社会会議の憲法学的課題——『日本国憲法第九条の定めるように』とはどういう意味か」杉原泰雄先生古稀記念論文集刊行会編『二一世紀の立憲主義——現代憲法の歴史と課題』、勁草書房、2000年、225～248頁、君島東彦「日本国憲法第九条とハーグ平和アピール」『世界』694号、2001年11月号、90～95頁参照。
- 39) 「9条世界会議」日本実行委員会編『9条世界会議の記録』、大月書店、2008年、9条世界会議国際法律家パネル編『9条は生かせる』、日本評論社、2009年、参照。
- 40) 河上暁弘『日本国憲法第9条成立の思想的淵源の研究——「戦争非合法化」論と日本国憲法の平和主義』、専修大学出版局、2006年、三牧聖子『戦争違法化運動の時代——「危機の20年」のアメリカ国際関係思想』、名古屋大学出版会、2014年、Harriet Hyman Alonso, *The Women's Peace Union and the Outlawry of War, 1921-1942*, Syracuse University Press, 1997, David Swanson, *When the World Outlawed War*, Charlottesville, Virginia, 2011等を参照。
- 41) 本稿では平和的生存権について本格的に議論することができなかった。平和的生存権に関する検討は今後の課題である。
- 42) 山下健次「平和研究と平和憲法学——日本国憲法における平和主義原理の規範構造と積極的政策展開」深瀬忠一・杉原泰雄・樋口陽一・浦田賢治編『恒久世界平和のために——日本国憲法からの提言』、勁草書房、1998年、819～839頁、君島東彦「平和憲法の再定義——予備的考察」日本平和学会編『平和を再定義する [平和研究第39号]』、早稲田大学出版部、2012年、1～26頁参照。
- 43) 君島東彦編著『非武装のPKO——NGO非暴力平和隊の理念と活動』、明石書店、2008年、参照。
- 44) 君島東彦「安全保障の市民的視点——ミリタリー、市民、日本国憲法」水島朝穂編『シリーズ日本の安全保障3 立憲的ダイナミズム』、岩波書店、2014年、279～304頁、Akihiko Kimijima, Article 9, in Nigel J. Young (ed.), *The Oxford International Encyclopedia of Peace Volume 1*, Oxford University Press, 2010, pp.151-152 参照。